

5. 海外環境ラベル取得に係る手続および審査プロセスの調査

ここでは、3. グリーン公共調達および環境ラベル基準の海外基準との整合状況検証において環境ラベル基準の比較を実施した「ブルーエンジェル」、「EU エコラベル」、北米「エコロゴ」、「中国環境ラベル」、「韓国環境ラベル」、タイ「グリーンラベル」および台湾「グリーンマーク」について、環境ラベル認証取得のための手続きや審査方法・費用、ならびに基準策定方法を調査し、環境ラベルごとに整理した。

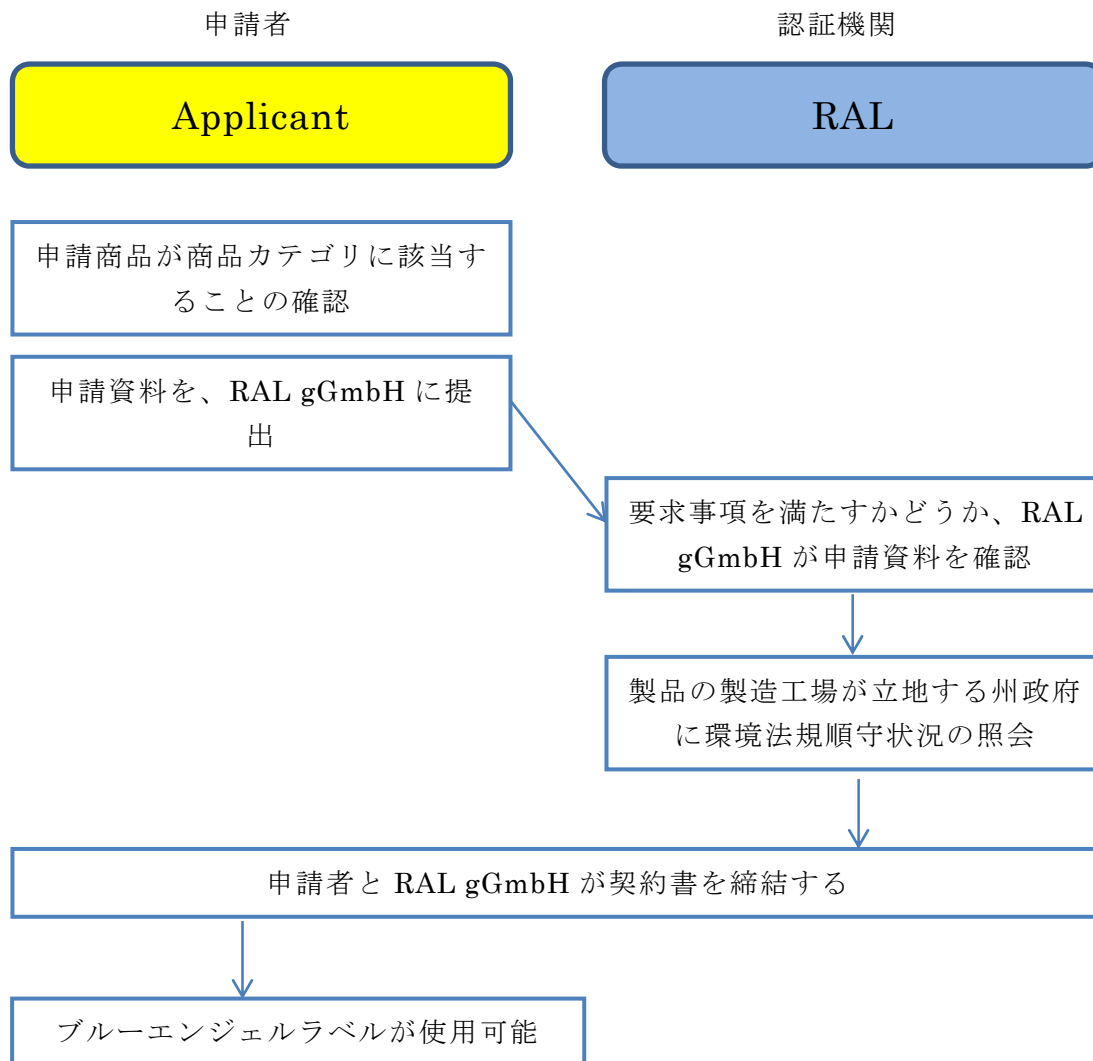
【目次】

5-1	ドイツ ブルーエンジェル	2
5-2	EUエコラベル	6
5-3	北米 エコロゴ(UL ECOLOGO)	11
5-4	中国環境ラベル(CEC)	15
5-5	韓国環境ラベル	21
5-6	タイ グリーンラベル	26
5-7	台湾 グリーンマーク	30

5-1 ドイツ ブルーエンジェル

5-1-1 基本的な流れ

ブルーエンジェルの製品認証のプロセスは、以下の通りである。



5-1-2 申請手続きの詳細

RAL gGmbH (German Institute for Quality Assurance and Certification、以下 RAL という)は連邦環境庁から権限を与えられたブルーエンジェルの認証機関である。既存の基準に該当する製品の認定審査の商品申請手続き(基準適合の審査および契約締結まで)を RAL が担当する。

1) 認定基準

最初のステップとして、申請検討製品やサービスに関するブルーエンジェルの認定基準が存在するかどうかを確認する必要がある。下記ウェブサイトより商品カテゴリごとに認定基準がダウンロードできる。ZIP ファイルを展開すると、基準書、申請書類チェックリスト、付属証明書等のフォームが含まれている。

<https://www.blauer-engel.de/en/companies/basic-award-criteria>

2) 申請書

申請書には少なくとも下記の情報を記載することになっている。

【申請者に関する一般的な情報】

- ・ 会社名
- ・ 会社所在地
- ・ 連絡先(電話、ファックス番号、電子メールなど)
- ・ VAT No.(付加価値税の登録番号：EU に所在し要件を満たす法人は、所轄税務署に課税事業者の登録を行う必要がある)
- ・ 請求書の発行が必要な場合、社内参照番号
- ・ 署名 等

【製品関連情報】

- ・ 基準番号(RAL UZ)
- ・ 製品名またはサービス名(ブランドと商品名)
- ・ 製品製造工場の住所
- ・ 売上高(€)(本年の予想)

申請書類は、以下のウェブサイトからダウンロードできる。

<https://www.blauer-engel.de/en/companies/basic-award-criteria>

【申請書の提出先】

RAL gGmbH attn. Mr. / Mrs. ※ Siegburger Straße 39 53757 Sankt Augustin Germany E-mail : Umweltzeichen@RAL-gGmbH.de 電話: +49 (0)2241 – 2 55 16-0 Fax: +49 (0)2241 – 2 55 16-11

※基準は、商品カテゴリごとにウェブサイトに掲載されており、カテゴリごとに担当者も記載されている。

3) 試験機関

複写機やプリンタ等のブルーエンジェルラベルの取得を申請する場合には、ドイツ連邦材料試験研究所(BAM : Federal Institute for Materials Research and Testing)のブルーエンジェルの認定試験所で有害化学物質の放散試験を実施すること、および音響試験などの測定については、ISO/IEC17025 の認定試験所による結果を提出することが要求される。有害化学物質の認定試験所は基準 ZIP ファイルの中に示されている。この中には日本の複写機・プリンタ製造事業者や第三者試験所も掲載されており、認定試験所になるには ISO/IEC17025 の取得が要件となる。

4) 認定審査

RAL による認定審査にはドイツ連邦環境庁および州政府が参画するが、連邦州政府と

州政府のいずれが関与するかは製造業者の立地場所により異なる。認定までの期間は、必要な書類がすべて提出されている場合で通常 2～3 ヶ月かかる。また、認定の有効期間は製品により異なるが、標準的には 4 年間である。

5-1-3 料金

取得にかかわる費用として、認可登録時の出願料として、1 件当たり、新規企業は 250 ユーロ(ドイツの付加価値税(VAT) 19%別途)を RAL に支払う必要がある。

また、RAL との契約後にラベル使用料(annual contribution for the use of the label)を支払う必要がある。年間使用料はラベル使用製品の年間売上高によって 7 つに区分されており、270 ユーロから 6,000 ユーロ(VAT 別途)となっている。

なお、申請時に必要な試験費用は全て申請者の負担となる。

1) 出願料/Filing of an Application

新規企業	250 ユーロ(VAT 別途)
既認定企業	150 ユーロ(VAT 別途)

2) 使用料/Annual fee for use of the Blue Angel Eco-label

年間売上高／Annual Sales (ユーロ)	年間使用料／Annual Fee (ユーロ)	料金区分
25 万以下	270	1
25 万超～100 万以下	540	2
100 万超～250 万以下	1,080	3
250 万超～500 万以下	2,110	4
500 万超～1,500 万以下	3,050	5
1,500 万超～2,500 万以下	4,500	6
2,500 万超	6,000	7

* 付加価値税(VAT)別途

最新情報は下記に掲載されている。

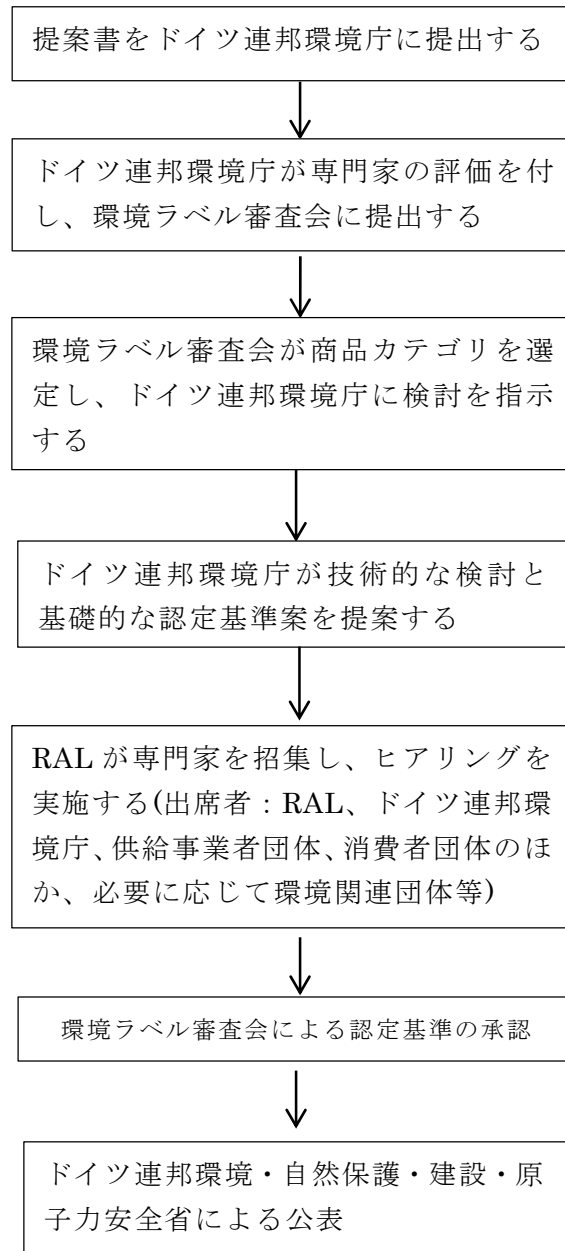
<https://www.blauer-engel.de/en/companies/how-do-you-get-the-blue-angel/costs-blue-angel-schedule-fees><https://www.blauer-engel.de/en/news/press-release>

5-1-4 新しい基準策定の流れ

新しい認定基準は関連機関や消費者団体、製品事業者等から提案を受け、ドイツ連邦環境庁で開発される。最終決定や認定基準の採用は年 2 回開催される環境ラベル審査会(July: 独立機関)によって行われる。

新しい商品カテゴリは誰でも提案することができる(無料)。新たな提案は毎年 60～100 個程度、連邦環境庁に寄せられる。基準が制定されるまでには、通常約 1 年かかる。

新しい基準策定の流れは以下の通りである。



提案書の様式は、以下のページから PDF 形式でダウンロードできる。提案する製品の環境特性が他の同等製品と比較して優れている点を明確かつ簡潔に説明する必要がある。

<https://www.blauer-engel.de/en/companies/how-do-you-get-the-blue-angel/new-proposals>

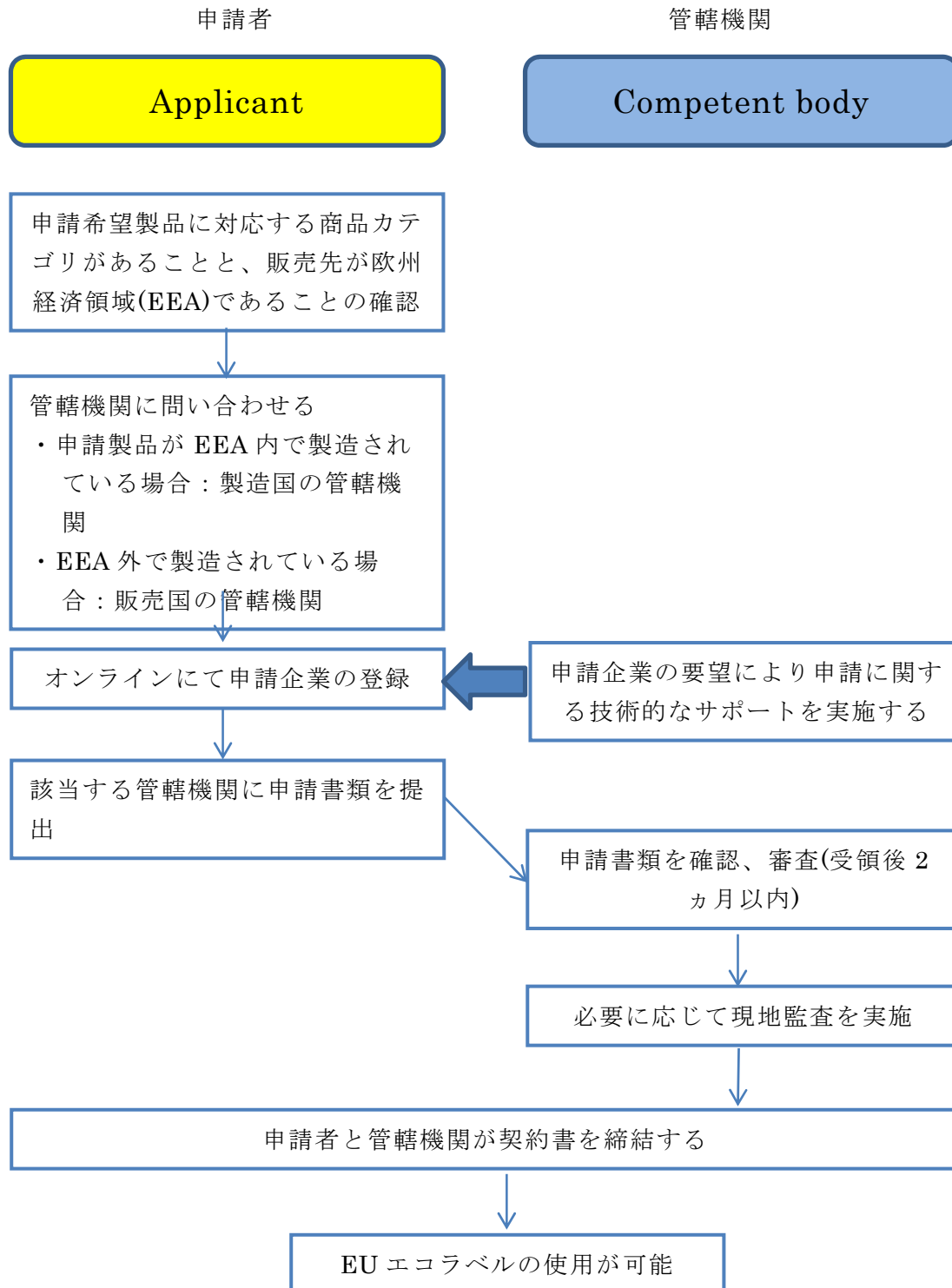
【提案書の提出先】

Umweltbundesamt (Federal Environment Agency)
 Office of the Environmental Label Jury
 (ドイツ連邦環境庁 環境ラベル審査会)
 P.O.Box 1406
 06813 Dessau
 Germany
 Phone: +49 (0)340 - 2103 - 3831
 Fax: +49 (0)340 - 2104 - 2207

5-2 EU エコラベル

5-2-1 基本的な流れ

EU エコラベルの製品認証のプロセスは、以下の通りである。



5-2-2 申請手続きの詳細

申請手続きは次の通りである。

1) 申請者、製品の適格性

最初に、申請者の要件に該当するか、および申請製品が申請対象かどうかを確認する。

申請者は、生産者、製造者、輸入業者、サービス提供者、卸売業者、小売業者(小売業者の場合は、自らの商標名で上市される商品であることが要件)である。

欧州経済地域市場(EEA: アイスランド、リヒテンシュタインとノルウェーを加えた欧州連合)で製造、販売、消費または使用に供給され、かつ食料品または医薬関連製品以外で制定されている基準に該当する製品やサービスは、EU エコラベルの申請資格がある。具体的には以下のウェブサイトで制定されている商品グループ(商品カテゴリ)および製品基準を確認する(商品グループごとに最新基準と申請書様式が用意されており、ダウンロードすることができる)。

<http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/products-groups-and-criteria.html>

2) 管轄機関(Competent body)

EEA 内で製造する商品の場合には、製造国の管轄機関に、EEA 以外で製造する商品の場合には、上市する国の管轄機関に申請する。EEA 内で上市する国が複数ある場合には、その国のうちの1つの管轄機関に問い合わせることにより。

管轄機関は申請の評価と EU エコラベルの使用許可権限を持っているほか、申請にあたり、技術的なサポートや料金に関する情報提供なども行う。

各国の管轄機関一覧は以下のウェブサイトに掲載されている。

<http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/competent-bodies.html>

3) 申請の開始

以下 URL にて申請企業のオンライン登録を行う。

https://webgate.ec.europa.eu/ecat_admin

また、登録方法についてはユーザーマニュアルが用意されている。

The Ecat_Admin ユーザーマニュアル:

http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/ecolabelled_products/pdf/user_manual/app_guide_ecat.pdf

なお、申請に関わる全体的な流れを記した簡易なチェックリストを作成しており、申請者をサポートしている。そのチェックリストは、以下からダウンロードが可能である。

http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/ecolabelled_products/pdf/printable_checklist_en.pdf

4) 申請書類

認定基準への適合を証明するためには、各種説明文書、宣誓書、データシートおよび試験結果などの関係書類を提出する必要がある。必要となる書類は商品カテゴリにより異なる。

管轄機関は、必要な文書や試験結果、またはどの試験所が試験を行う資格があるかについてなどの質問に答え、申請者をサポートする。製品試験に関わる一般要件としては以下の通りである。

- ・申請者は EU エコラベル基準の適合試験および評価に関わる費用を負担する。
- ・申請者は試験を実施するに当たり、必要なすべての情報を管轄機関へ提出する。
- ・試験所は ISO17025 の認定または同等の試験所であることが要件となっており、試験所に関する詳しい情報は以下に示されている。

http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/documents/testlabs_guidance.pdf

また、欧州諸国における認定試験所は以下のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.european-accreditation.org/home>

5) 申請書の提出

オンライン申請後、申請資料を管轄する管轄機関に紙媒体で提出する必要がある。提出された申請資料は、受領後 2 カ月以内に管轄機関が審査を行う。書類に不備がある場合、管轄機関から連絡を受けて、追加情報を提供する必要がある。また、管轄機関は、現地監査(製造工場の視察または監査)することがある。

6) 契約の締結

基準の要件を満たし、書類が充足した場合は、管轄機関が申請者と契約を締結し、製品に EU エコラベルの許可が与えられる。許可が得られると、申請商品およびそれに関連する販促物に EU エコラベルのロゴを使用することができる。

ライセンスホルダーは、製品サンプルの試験や文書管理の責任が生じる。また、管轄機関が現地監査(工場視察)と製品検査を行うこともある。基準に不適合が判明した場合、ロゴの使用は禁止される。

申請手続きの詳細は、以下のウェブサイトを示されている。

<http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/how-to-apply-for-eu-ecolabel.html>

5-2-3 料金

EU エコラベルにかかる料金は、製品や管轄機関によって幅がある。

1) 審査料/Application fee

申請者タイプ/Type of applicants*	審査料/One-off application fee **
零細企業	200-350 ユーロ
中小企業および新興国の企業****	200-600 ユーロ
その他の企業	200-2,000 ユーロ

2) 年間使用料/Annual fee

申請者タイプ/Type of applicants*	年間使用料/Annual fee ***
零細企業	最高 18,750 ユーロ
中小企業、新興国の企業****	最高 18,750 ユーロ
その他の企業	最高 25,000 ユーロ

* 零細企業、中小企業の定義については、Commission Recommendation of 6 May 2003 を参照すること。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:124:0036:0041:en:PDF>

** EMAS(Eco-Management Audit Scheme : 1995 年に発行された EU の環境管理監査制度の一つ)登録済み企業は、30%の割引、ISO14001 取得企業は、15%の割引を受けることができる。また、EMAS 登録および ISO14001 を両方取得している企業の場合は、30%の割引率が適用される。

*** 使用料は、認定製品の年間売上高に応じて請求され、年間売上高の 0.15%を上限とする。零細企業、中小企業、新興国の企業の場合は、最大 25%の割引を受けることができる。

**** 新興国については、以下の URL を参照すること。ただし、香港、台湾、マカオは含まれない。

<http://www.oecd.org/investment/stats/43540882.pdf>

5-2-4 新しい基準策定の流れ

EU エコラベルの製品基準の策定のためのプロセスは、以下の通りである。

1) 新たな製品またはサービスのカテゴリを EU に提案する場合

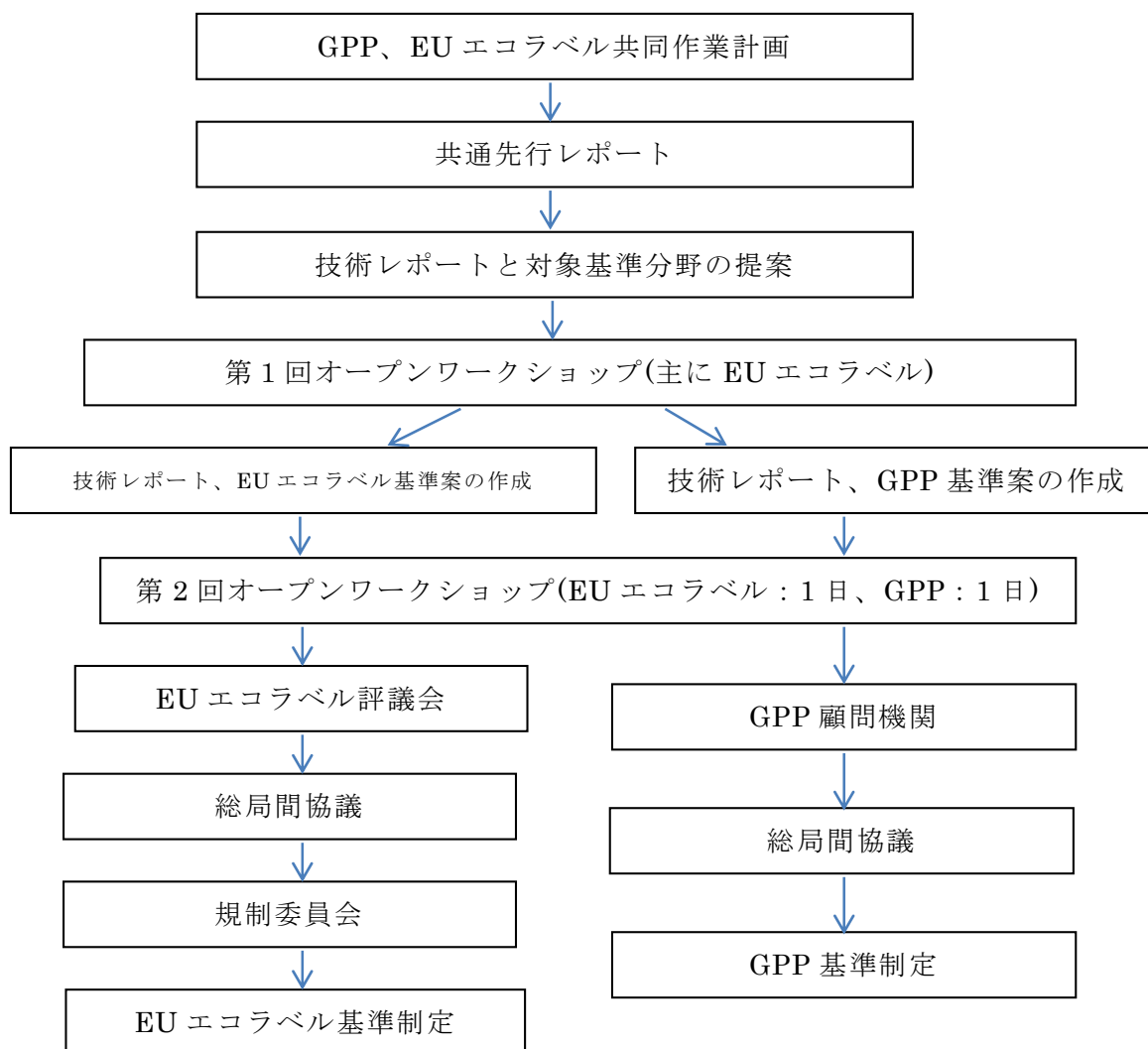
- 商品グループの策定(開発)用紙(提案書様式)を記入する。

http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/documents/form_product_proposal.doc

- 製品またはサービスカテゴリの提案理由の説明、申請関係データの提出
- EU エコラベルのヘルプデスクに記入した提案書を電子メール (ecolabel@biois.com)で提出する。

2) 商品グループの基準の開発・策定方法

EU エコラベルと公共調達(GPP)の基準策定・改定は以下の共通のフレームで実施される。



出典：EC ウェブサイト：

[URL:http://ec.europa.eu/environment/gpp/gpp_criteria_procedure.htm](http://ec.europa.eu/environment/gpp/gpp_criteria_procedure.htm)

先行レポートとは、商品カテゴリーの選択・対象範囲の設定理由や他の環境ラベル基準の分析、市場規模や公共調達規模の調査等、検討する商品カテゴリーに関する情報をまとめたものである。

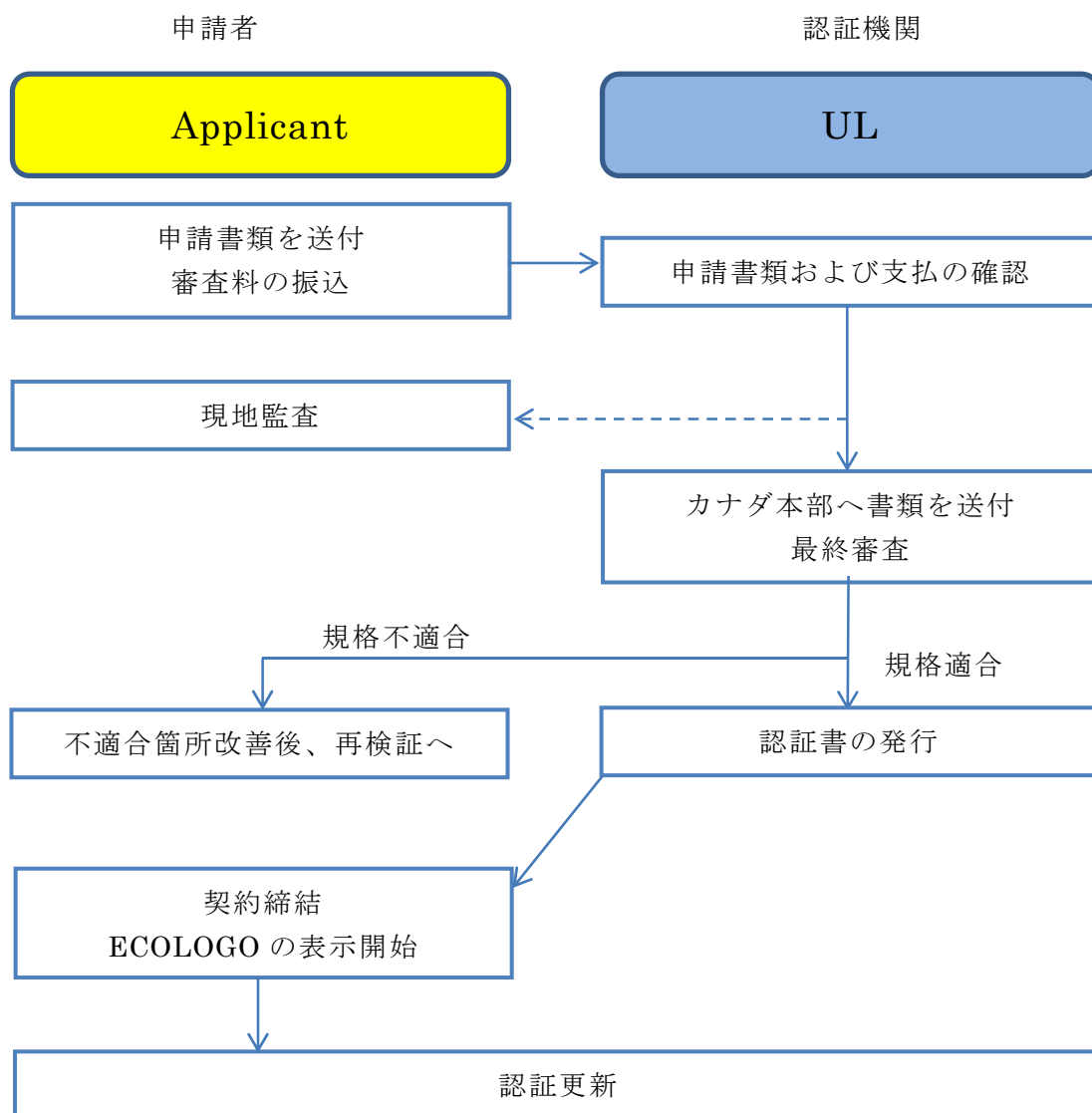
技術レポートとは、基準書を補完する目的で作成される資料であり、基準項目の解説や基準に適合することによる環境効果の定量的指標等が盛り込まれている。すべての GPP 基準や EU エコラベル基準に付属されているわけではない。

5-3 北米 エコロゴ(UL ECOLOGO)

5-3-1 基本的な流れ

ECOLOGO の環境ラベル運営主体であった TerraChoice が 2010 年に買収され、現在は UL(UNDER WRITERS' LABORATORIES INC.)によって運営されている。UL は、公共安全への寄与を目的として、1894 年に米国で設立された非営利試験認証機関である。世界各国に事業所があり、ECOLOGO はそれぞれの窓口で申請、取得が可能となっている。

以下には、UL Japan 東京本社を窓口とした ECOLOGO 認証プロセスの流れを示す。



5-3-2 申請手続きの詳細

UL ECOLOGO は、商品カテゴリ別に策定されている基準を用い、環境性能をレベル評価する環境ラベリングサービスである。書類検査と製造工場の検査を実施した上で、総合的に判断し、認証書が発行される。有効期限は原則 3 年間であり、年 1 回の認証更新が行われる。

1) 基準書の確認

ECOLOGO に関連する UL 規格は CCD 規格(旧テラ CHOICE 規格)の内容を統廃合したもの又は体裁の変更のみ行って再発行した規格である。2015 年現在、CCD 規格から UL 規格に変更される過渡期にあり、有効に機能している規格としては UL 規格と CCD 規格が混在している状況である。非アクティブだった CCD 規格が UL 規格として復活しているケースや全く新しく制定された UL 規格もある。

また、以前の ECOLOGO ロゴも引き続き表示可能としている。



基準書(PDF 形式)のダウンロードは www.comm-2000.com でアカウント登録をし、該当する基準書をショッピングカートに入れて決済(無料)することでダウンロードページにアクセスできる。

UL 規格(Sustainability Standards) :

<http://ulstandards.ul.com/standards-catalog/?doctype=standards.ule>

ECOLOGO 規格(ECOLOGO Standards) :

<http://services.ul.com/service/ecologo-certification/>

2) 申請窓口

Underwriters Laboratories Inc. (以下 UL)は、アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルックに本拠を構える非営利機関であるが、世界各国に事業所を構えており、日本の UL Japan には本社(三重県伊勢市)と東京本社(丸の内)のほか、5 箇所の試験所を有している。

ECOLOGO の申請は東京本社を窓口として可能であり、申請資料の確認も日本で行われる(UL Japan では本部でトレーニングを受けたスタッフが対応)。また、日本からの申

請の場合、各種証明書は日本語で対応可能である。ただし、申請書および取扱説明書など現地(カナダ)向けの資料は英語での提出が必要である。また、契約手続きまで UL Japan を窓口として完了できる。なお、これまで UL Japan を窓口としてプリンタ・複写機事業者による数件の ECOLOGO 取得実績がある。

3) 申請手順

申請手順としては、最初に事前資料確認(必要な場合)の後、申請受付(会社情報や申請書の提出)、費用の支払い(製品により異なる)、証明書類の確認、工場監査がなされ、最終的にカナダ本部に書類(レビュー)を送付する。書類がすべて充足していれば最短 1 か月程度で取得可能である。

4) 試験結果

試験機関は、試験の種類や要求事項によるが、例えばプリンタ・複写機の有害物質の放散試験や騒音測定については試験所の資格が求められる。基本的にはブルーエンジェルと同様な考え方である。これらの各種試験については、依頼があれば UL でも引き受けるが、これまでの例では EPEAT または他の環境ラベル取得時に実施した試験結果の写しをもって対応するケースが多い。

なお、サンプルの抜き取りによる製品の性能試験が要求される UL の他のプログラムもあるが、ECOLOGO に関しては要求されない。

5) 認証更新

UL ECOLOGO の認証期間は原則 3 年間で毎年認証更新手続き(変更点があるかどうかの確認)が必要となる。なお、一度現地監査(工場監査)を行った工場については再度の現地監査は行われない。

5-3-3 料金

エコロゴの審査および使用にかかる費用としては以下の種類がある。費用の最新情報は下記のウェブサイトに掲載されているが、製品の種類や数によって異なるため、予め問合せする必要がある。

1) 審査料

製品の種類や数によって異なり、通常は 1,500~5,000 カナダドルである。

2) 現地監査(工場監査)

費用は製品の種類等によって異なり、複写機・プリンタの場合は 1,800 カナダドルである。また、監査人が負担した旅費が別途請求される。

3) 更新料

商品の種類や数によって異なり、通常は 250~2,100 カナダドルである。

4) 年間ライセンス料

申請製品の年間売上額の 0.5%であり、商品カテゴリごとに最低 2,100 カナダドルとなっている。

例) 複写機・プリンタの場合

審査料は同時に申請する製品数によって異なり、下記のように定められている。また、この他に現地監査(工場監査)があり、それが別途 1,800 カナダドル必要となっている。ただし、工場監査は一度実施すれば、同工場での製品申請の際は再度の現地監査(工場監査)は省略される。

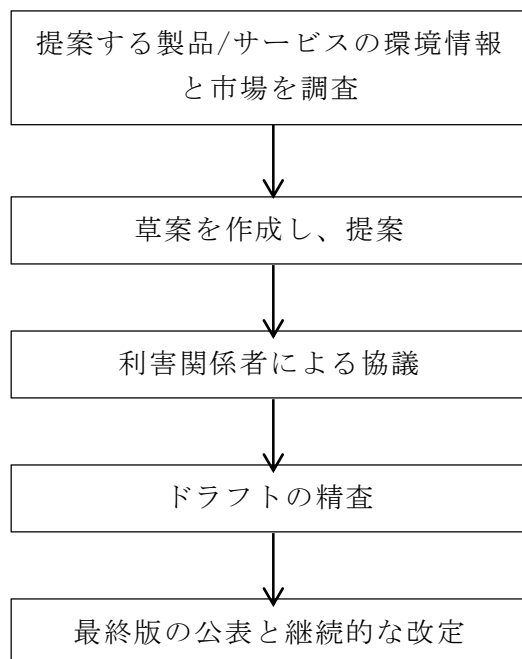
商品数	審査料(カナダドル)
1	1,500
2 - 5	2,200
6 - 10	2,900
11 - 15	3,400
16 - 20	4,000

5-3-4 新しい基準策定の流れ

基準策定はテクニカルパネルを立ち上げて検討される。テクニカルパネルには外部の人も参加できるが、メーカー、サプライヤー、消費者、外部研究機関などのバランスをとって構成される。また、カナダ環境省、アメリカ環境保護庁が関与している。

基準のドラフトは、パブリックコメント等を実施しており、現在策定中の規格や改定中の規格については電子メールでコメントを受け付けている。

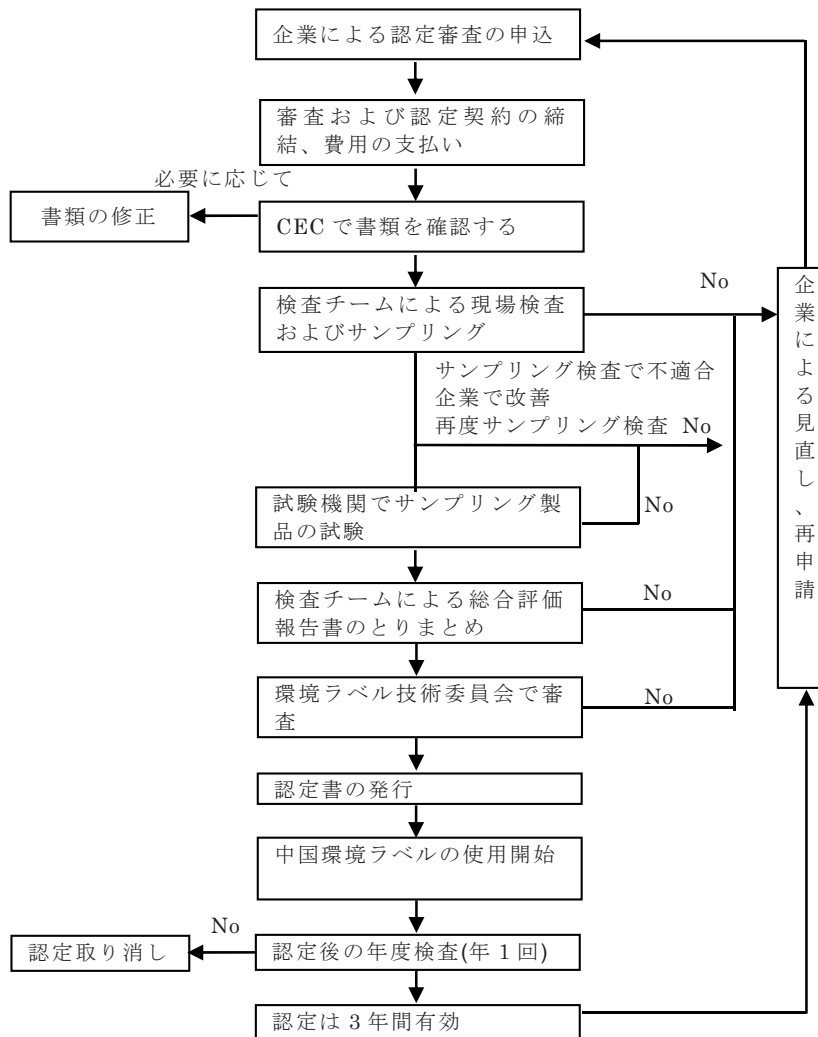
電子メール：standards_development@ecologo.org



5-4 中国環境ラベル(CEC)

5-4-1 基本的な流れ

審査の種類としては、「初回審査」、「追加審査」、「年度検査」、「再評価(更新)」がある。認定の基本的な流れは次の通りである。認定から3年後の再評価(更新)に関しては、初回審査と同じ方法で審査が行われる。



5-4-2 申込手続きの詳細

1) 申請に必要な条件

申請の条件は、GB27065の8.2の2条に定められている。

- (1) 法律で地位が確定していること(法人であること)。
- (2) 国家の法律法規、その他の要求項目を順守すること。
- (3) 申請製品が、中環連合(北京)環境認証センター有限公司(CEC)の認証範囲であること(商品カテゴリ範囲内であること)。

(4) 環境ラベルを申請する商品は、CECが策定した環境ラベル保証措置ガイドライン(環境标志产品保障措施指南)を順守していること。

http://kjs.mep.gov.cn/zghjbz/rzhcx/200611/t20061106_95664.htm

(5) 製品が中国環境ラベルの基準(標準)を満たしていること。

申請に関わる手引き等は以下のウェブサイトに掲載されている。中国環境保護部(MEP)とCECでは基本的に同じ内容が掲載されているが、基準書の更新頻度はCECのウェブサイトの方が高い。

MEP <http://kjs.mep.gov.cn/zghjbz/rzhcx/>

CEC <http://www.sepacec.com/lxhjbz/rzcx/>

2) 初回審査に必要な書類

初回審査に必要な書類は、次の①～⑬に記載したものである。

- ① 申請書様式(http://kjs.mep.gov.cn/zghjbz/rzhcx/200611/t20061106_95634.htm)
- ② 営業許可書の写し
- ③ 組織コード証明書の写し
- ④ 環境影響評価報告書
- ⑤ 検収報告書
- ⑥ 廃棄物のモニタリング報告書
- ⑦ 製品の商標登録
- ⑧ 製品の試験報告書
- ⑨ 生産プロセス
- ⑩ 企業の組織図
- ⑪ プラントレイアウト
- ⑫ 生産ライセンス (必要な場合)
- ⑬ 自己宣言書

上記①～⑬の全ての書類を書類審査する。書類審査の結果は次の(1)～(3)の通りである。

- (1) 全て適合していれば、報告書を作成し、現場検査に進む。
- (2) 不備があれば不合格となり、不備分の書類を揃えて再提出する。→(1)へ
- (3) 不合格のまま改善できなければ、現場検査に進まずに審査が終了となる場合がある。

初回の申請書：http://kjs.mep.gov.cn/zghjbz/rzhcx/200611/t20061106_95634.htm

(外国企業用)http://kjs.mep.gov.cn/zghjbz/rzhcx/200611/t20061106_95646.htm

追加認証申請書：http://kjs.mep.gov.cn/zghjbz/rzhcx/200611/t20061106_95638.htm

申請書の送付先は以下の通りである。

中环联合(北京)认证中心有限公司产品部
中環連合(北京)認証センター有限公社 商品部
住所：北京朝阳区育慧南路 1 号中日友好环境保护中心
郵便番号：100029
URL：<http://www.sepacec.com>

3) 書類審査

書類審査の目的は申請者が提出する環境ラベル製品の申請書と基準との適合性、完全性、十分性、有効性を判断することにある。

書類審査の内容は、次のことが含まれている。「申請書」、「会社の証明」、「製品の商標」、「製品の検査報告書」、「環境の検査測定の結果」、「評定結果」、および「その意見付きの回答」などがあり、法律を遵守して提出しなければならない。

4) 検査計画の要点

現場検査グループは現場検査実施の 1 週間前に企業に通知し、「検査計画書」を送付する。「検査計画書」には、次の 5 点が記載されている。

- ① 検査する商品カテゴリ
- ② 検査範囲および重点項目
- ③ 審査側と審査される側の業務分担
- ④ 検査日時
- ⑤ 秘密保持

5) 現場検査の実施フロー

現場検査の実施フローは、次の通りである。

(1) 事前会議

現場検査の流れ、内容について、検査前に現場で会議をする。

(2) 現場検査

事前に作成されたリストに基づき、一項目ずつ現場検査を行う。

(3) 検査終了会議

現場検査終了前に会議を行い、不合格の箇所があれば、その項目を通知する。

6) 総合評価報告書

サンプリング試験が終了した後、「総合評価報告書」を作成する。

「総合評価報告書」には、次の①～④が記載される。

- ① 評価/検査目的
- ② 評価/検査範囲
- ③ 検査グループのメンバーの氏名および資格
- ④ 現場検査の日時・場所

- ⑤ 検査の原則
- ⑥ 現場検査で判明したこと
- ⑦ 現場検査の結論
- ⑧ 製品の検査結果
- ⑨ 評価結果と結論
- ⑩ 評価グループの意見

7) 技術委員会での審査および認証

- ・ 「総合評価報告書」は技術委員会に提出され、技術委員会で審議し認定する。
- ・ CEC の総経理が認定の許可を与え、CEC が「中国環境ラベル製品認定書」を発行し、ラベルの使用を開始できる。
- ・ ラベルの使用規定は、以下に規定されている。

http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/200910/t20091022_174510.htm

8) 年度検査

- ・ CEC は年度検査計画を制定し、企業に対して事前に年度検査の通知を行う。企業は年度検査費用を支払う。CEC の検査班が企業で現場検査を実施する。年度検査は毎年 1 回実施するが、不定期の監査もある。
- ・ 現場検査では検査班が認定製品のサンプリングと封印を行い、指定された試験機関に送付して試験を実施する。
- ・ 検査班は、企業の書類、検査報告書、製品検査報告書に基づき総合評価報告書を作成し、年度検査の結果を決定する。
- ・ 年度検査の結果は、①継続してラベルを使用できるもの、②部分的に認定の停止と環境ラベルの使用を停止するもの、③全ての認定とラベルの使用を停止するもの、④部分的な取り消し、⑤全ての取り消し、以上の 5 つがある。

9) 中国環境ラベル認定製品の追加審査

追加審査には、2 つタイプがある。「同じ区分の追加」と「異なる区分の追加」である。

- ・ 「同じ区分の追加」には、単純に品番(型式)の追加がある。サンプリング試験は、免除できる場合がある。
- ・ 「異なる区分の追加」には「生産場所の追加」、「工場は同じで新商品の追加」、「別工場でかつ、別商品の追加」の 3 種類があり、サンプリング試験が必要となる。
- ・ 追加認証に必要な書類は、「環境ラベル製品追加認定申請書」などがあり、次の①～⑧に記載したものである。ただし、⑦は、サンプリングが免除される場合に提出する。

- ① 環境ラベル製品追加認定申請書
- ② 初回審査の認定書の写し
- ③ 変更点の証明書類
- ④ 製品の商標登録のコピー
- ⑤ 製品が遵守する品質、安全、衛生基準

- ⑥ 製品の品質の検査報告書
- ⑦ サンプル検査の免除申請(必要な場合)
- ⑧ 製品のカラー写真

10) 再評価

3年間の期限が満了した認定企業は、改めて「環境ラベル製品認定申請書」を記入し、関連書類とともに CEC に提出する。認定手順は初回審査と同じである。また、基準の改定された場合にはその変更部分、製品に影響を与えるような組織の変更等があれば3年を待たずに再評価を行う。再評価の結果には次の3通りがある。

- (1) 再評価のうえ継続(更新)
- (2) 基準不適合につき一部停止、一部取り消し
- (3) 企業が再審査を受けない場合は認定を取り消す

5-4-3 料金

認定手数料は、以下の認定費と現場検査費があり、新規申請には認定費(①～④)および現場検査費(⑤a)がかかる。

(1) 認定費

- ①申請費：2,000 元
- ②書類審査費・③許可費(審査登録費)：3,000 元
 - ③の証書の複本(コピー)が必要な場合には 100 元/枚がかかる。
- ④年間料金(マーク使用料)：5,000 元

(2) 現場検査費

- ⑤現場検査費
 - a. 初回検査費＝基本料×初回検査の人数・日数
 - b. 年度検査費＝基本料×年度検査の人数・日数
 - c. 再検査費＝基本料×再検査の人数・日数

※基本料：検査業務1人1日あたりの基本料金は3,000 元

※初回検査の人数・日数：検査に必要な人員・日数(人数×日数)は、申請者の組織規模、検査範囲、製品認証単元と複雑さ、および組織の検査受入れ準備状況などに基づき決定する。

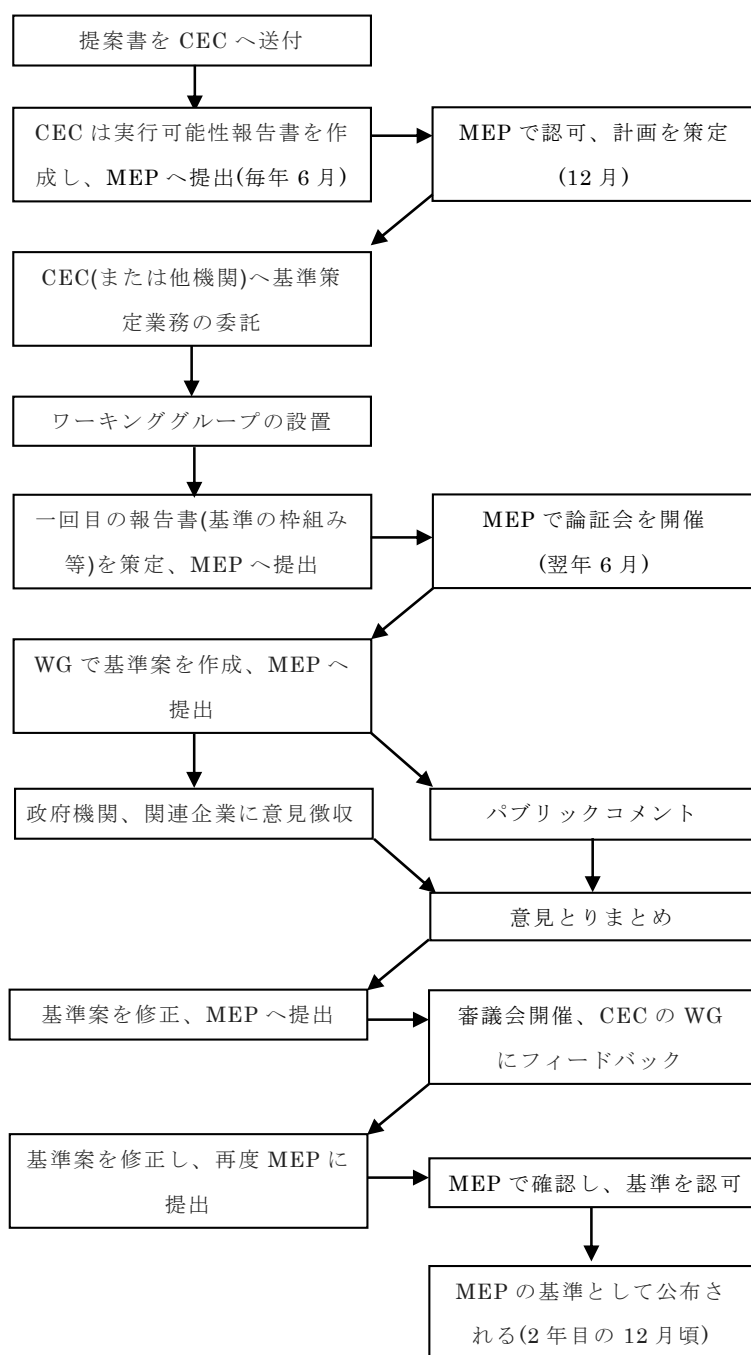
※年度検査の人数・日数：初回検査の人数・日数の1/2。ただし、検査項目によって証明書が有効な場合は年度監督検査費を1/2とする。

※再検査の人数・日数：初回検査の人数・日数の2/3。

申請費等の規定：http://www.sepacec.com/Ixhjbz/gkwj/201501/t20150123_295009.htm

5-4-4 新しい基準策定の流れ

新しい基準策定は以下の通りとなっている。



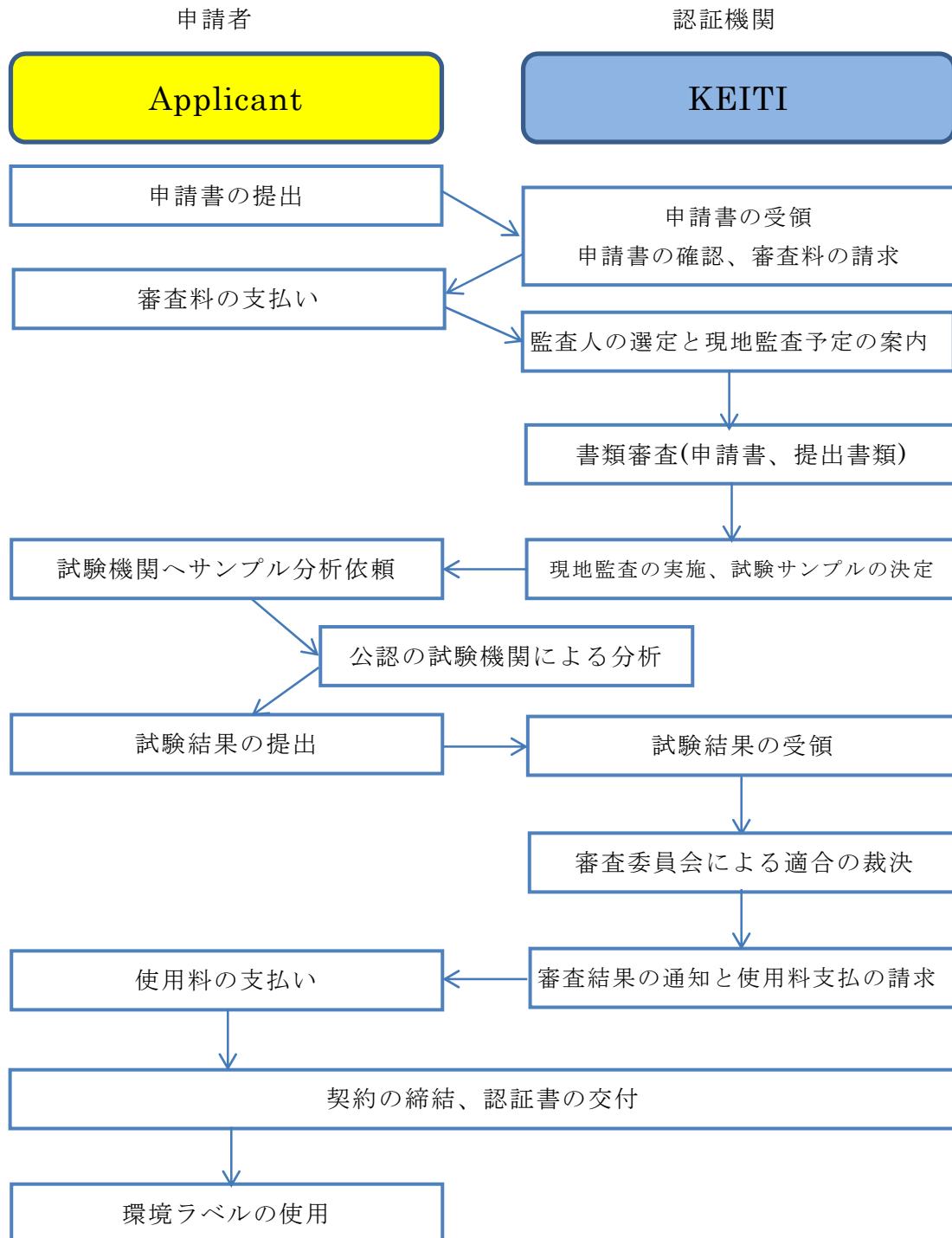
基準作成の提案は随時行うことができ、提案者の資格に制限はなく(個人・業界のいずれも可)、MEP や CEC も自ら提案できる。新カテゴリの提案書様式は以下に掲載されている。

http://www.sepacec.com/Ixhjbz/gkwj/200312/t20031208_93691.htm

5-5 韓国環境ラベル

5-5-1 基本的な流れ

韓国環境ラベルの製品認証のプロセスは、以下の通りである。



5-5-2 申請手続きの詳細

1) 申請

はじめに、申請商品が韓国環境ラベルの対象となる商品に該当するかを以下のウェブサイトを確認する。英語の基準書が用意されているが、韓国語の基準書が正式なものである。

<http://el.keiti.re.kr/service/page.do?mMenu=2&sMenu=1>

申請商品が商品カテゴリーの対象になる場合は、以下の必要書類を準備し、KEITIに提出する。KEITIは申請書類を受領後、申請書のレビューと審査料の請求を行い、申請者は審査料を支払う。

- ・ 事業者登録証の写し
- ・ 環境ラベルの認定申請書
- ・ 製品の環境性能データ
- ・ 製品の品質データ
- ・ 認定基準への適合をチェックするための証拠書類(KEITIの担当者と協議した後に提出)
- ・ 実際の商品、写真や図面等のデータ

申請書の様式は以下のウェブサイトからダウンロードできる。ただし、文書は韓国ワープロソフト(アレアハングル、拡張子: .hwp形式)で公開されているため、Microsoft Wordで開くには、Microsoftのウェブサイトから無償のバッチを当てることにより、編集が可能となる。

申請書の様式: <http://el.keiti.re.kr/download/accreditation.zip>

バッチ: <http://www.microsoft.com/en-us/download/details.aspx?id=36772>

【申請書の提出先】

KEITI (Korea Environmental Industry & Technology Institute)

韓国環境産業技術院

Room No. 432(Environmental Standard Management Office), KEITI, 215, Jinheungno, Eunpyeong-gu, Seoul, Korea

Tel: +82-2-3800-415

Fax: +82-2-3800-430

【直通番号】

環境標識認証基準策定・改訂業務 +82-380-0412~0424

環境標識認証業務 +82-380-0432~0451

事後管理と商品パッケージの検査に関連する業務 +82-380-0412~0424

2) 現地監査

KEITIは監査人を選定し、申請者にスケジュールを通知した後、現地監査を実施する。

現地監査においては、基準の順守状況の確認および試験する製品のサンプル抽出を行う。現地監査に要する費用(監査人工、出張料)は申請者が負担する。

3) 試験所

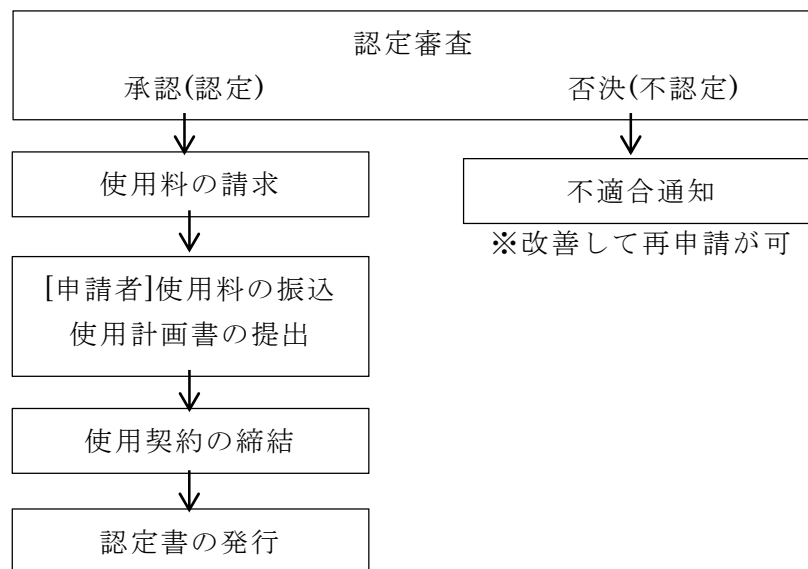
市場からの抽出または現地監査において監査人が決定したサンプルの製品試験は、申請者が試験所に依頼し、試験結果(原本)を KEITI に提出する。試験の実施が可能な試験所の要件としては、国家標準基本法第 23 条 2 項および施行令第 16 条により認められた試験所、または関係中央行政機関の長が認めた機関、ISO/IEC 17025 規則に従う海外の試験所に限られている。

4) 環境ラベル審査委員会

申請受領日から 30 日以内(試験分析期間は含まない)に環境ラベル審査委員会が開催される。審査委員会は原則として、毎月第三木曜日に開催される。

申請商品の認定審査は、サンプル試験結果を含む提出された全ての申請書類にもとづき行われ、全会一致の原則で承認を決定する。

審議の結果は、審査委員会の終了後 1 週間以内に申請者に通知される。



5) 契約

認証の決定から 1 ヶ月以内に契約を締結する。契約期間は 2 年間であり、2 年分の使用料を支払い、契約を締結する。韓国環境ラベルの使用契約を締結した商品について、KEITI 環境ラベル認定証が発行される。

ロゴの使用規定は以下のウェブサイトに掲載されており、認定基準ごとの表示方法も示されている。

<http://el.keiti.re.kr/service/page.do?mMenu=6&sMenu=5>

6) 更新手続き

更新時には現行の基準への適合を申請時と同じ手順で確認し、契約を更新(2年間)する。

5-5-3 料金

料金には審査時に必要な審査料と、認定商品に対する年間使用料がある。

審査料には基本料と現地監査の費用が含まれており、以下の通りとなっている。

使用料は、前年度の認定商品の売上高に応じて金額が決定される。ただし、2つ以上の認定商品を保有している場合には、10万ウォンがさらに商品ごとに毎年課される。使用料が200万ウォン以上の場合には、分割払い(2回払い)が選択できる。また、中小企業向けに軽減措置を設けている。なお、付加価値税(VAT)は別途支払う必要がある。

料金に関する最新情報は以下のウェブサイトを示されている。

<http://el.keiti.re.kr/service/page.do?mMenu=6&sMenu=2>

1) 審査料

区分	算出基準
基本料	1製品当たり5万ウォン
認定審査料	技術者1日単価×所要日数
出張料	韓国公務員の旅費規定第3条[別表1]旅費支給区分表による第2号旅費

注1) 最新の規定を適用する。

注2) 認定商品の派生商品を追加で申請する場合は基本料を適用する。

注3) 付加価値税別途

2) 使用料

認定商品の年間売上高	年間使用料
10億ウォン未満	100万ウォン
10億ウォン～50億ウォン未満	200万ウォン
50億ウォン～100億ウォン未満	300万ウォン
100億ウォン～500億ウォン未満	400万ウォン
500億ウォン～1,000億ウォン未満	500万ウォン
1,000億ウォン～2,000億ウォン未満	700万ウォン
2,000億ウォン～3,000億ウォン未満	900万ウォン
3,000億ウォン以上	1,100万ウォン

注1) 製品の年間売上高は前年度の年間売上高とする。ただし、前年度販売期間が1年にならない場合には前年度売上高を基準として1年間に予想される予想売上高にする。

注2) 同じ製造者が2個以上の製品に対して環境ラベル認定を受けた場合、製品種類別の年間売上高を合計して計算する。ただし、認定製品が2個以上の場合は、製品当たり年間10万ウォンが追加される。

注3) 前年度の総売上高区間に応じて、次のように軽減徴収する。(2013年6月10日改定)

総売上高	減免の割合 (%)
5 億ウォン未満	90
5 億ウォン以上～10 億ウォン未満	70
10 億ウォン以上～20 億ウォン未満	50
20 億ウォン以上～30 億ウォン未満	30

5-5-4 新しい基準策定の流れ

現在の環境ラベル制度で対象外となっている商品の場合には、新規の商品カテゴリ(認定基準)の提案ができる。基準策定の流れは次の通りとなっている。

- (1)対象商品カテゴリ選定委員会により新たに提案されたカテゴリが適切かどうかをチェックし、評価する。
- (2)委員会の評価結果が KEITI に報告され、提案者に通知される。
- (3)必要があれば、KEITI は製造者と消費者に対し追加調査を行う。
- (4)KEITI は評価報告書をレビューし、基準委員会に依頼する基準の開発について最終決定を行う。
- (5)KEITI は基準委員会を組織し、基準委員会はステークホルダーおよび関係省庁と相談し、基準の原案作成を行う。
- (6)KEITI に提出された基準原案はパブリックコメントを受け付ける。
- (7)KEITI は、基準委員会が承認した基準原案についてレビューを実施し、承認された場合には環境大臣に報告する。

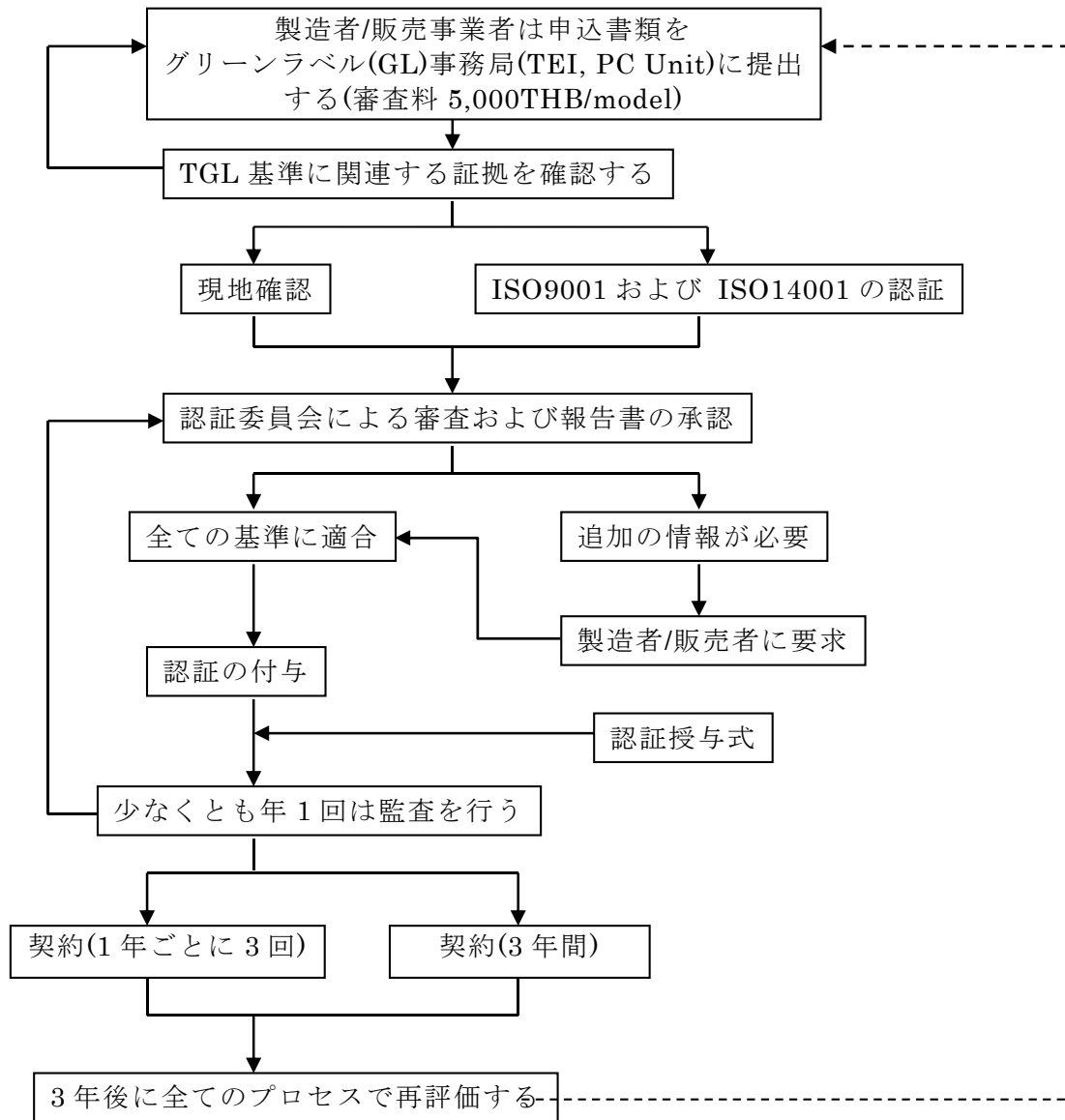
新しい基準策定の詳細は以下のウェブサイトから確認できる。

<http://el.keiti.re.kr/service/page.do?mMenu=2&sMenu=2>

5-6 タイ グリーンラベル

5-6-1 基本的な流れ

タイグリーンラベル(TGL)の製品認証のプロセスは、以下の通りである。



TEI : Thai Environment Institute(タイ環境研究所)

PC Unit : 電子機器

5-6-2 申請手続きの詳細

1) 申請書

申請手続きの詳細は、以下のウェブサイトを示されている。

<http://www.tei.or.th/greenlabel/thsubcommittee.html>

このページにはタイグリーンラベルを取得するための申請書類や各種ガイドラインが掲載されている。

- ・ 申請書様式
- ・ グリーンラベルの手引き
- ・ 申請書の提出のためのルールと条件
- ・ 商品カテゴリごとの基準書
- ・ 商品カテゴリごとの申請チェックシート
- ・ 代理人に委任する場合の申請様式

【申請の提出先】

Office of The Green Label Secretariat Thailand Environment Institute

(タイ環境研究所 グリーンラベル事務局)

16/151 Muang Thong Thani, Bond Street,

Bangpood, Pakkred, Nontaburi 11120 Thailand

Tel: (662) 503 3333 Ext. 315,316 Fax: (662) 504 4826-8

【直通番号】

電話 02-503-3333 (303, 306, 316)

担当者 E-mail :

weena@tei.or.th, weerawan@tei.or.th, sittipol@tei.or.th, phattharamat@tei.or.th,
kanokwan.d@tei.or.th

2) 認定審査

電子機器とそれ以外の商品カテゴリに分けて毎月各1回認証委員会が開催される。

申請書類を提出してから認定を得るまで通常3~5ヶ月を要する。なお、すべての証明書類を用意するまでにいくらか時間を要するので、実際はさらに期間を要している(最短では2ヶ月で取得した事業者がある)。

3) 試験所

基準で試験が要求される項目に関して実施する試験所は国が指定した機関としている。試験費用は申請者の負担となる。

なお、TGLに提出される試験結果・証明書類の有効期間は1年以内と委員会で定められている。ただし、IEC/EMC(電磁安全性 プリンタ基準の中にある品質基準)、海外で生産されたものは3年以内としている。

4) 現地監査(現地確認と監査)

現地監査(現地確認および監査)は、TEI の TGL 事務局の Auditor チームで実施し、それぞれ 1 日で終了する。現地確認や監査の費用は 15,000THB/日である。なお、交通費(車代：高速道路料金など)は申請者が負担する。また、ISO9001 および ISO14001 の両方の認証を取得している場合には現地監査は省略される。

海外に工場が立地している場合には、少なくとも事前に ISO9001 および ISO14001 を取得していなければならない。相互認証協定を締結している国については、海外の環境ラベル機関(ニュージーランド、台湾、オーストラリア)が代理で現地確認をすることもある。

5) 契約

TGL の契約は 3 年間である。1 年ごとに 40,000THB/model を支払い、更新する(1 年ごとに契約を締結する)方法と 3 年間を一括して契約を締結する方法(120,000THB/model)がある。

6) グリーンラベルの認定授与式

TEI では認定授与式のセレモニーを 2 ヶ月に 1 回(5 社程度)行っている。2 回目以降に認定を受けた事業者などは、セレモニーへの出席を辞退することもできる。

7) 追加申請と更新

認定後の追加申請の場合には、関連するすべての書類を提出する必要がある。審査料は 5,000THB/model がかかる。追加申請は新規申請から 1 年以内に限り、受け付けられる。それ以降の追加機種については、新規申請を実施する必要がある。また、製造工場を変更する場合には、現地監査を実施する。

更新時には、新規の認定と同様に最初から審査を行う。

5-6-3 料金

料金体系については、以下の通りである(2013 年 1 月 1 日改定)

項目	費用
申請書類の審査	5,000THB/model
現地確認	15,000THB/day
監査費用	15,000THB/day
年間使用料	40,000THB/1 モデル目 モデルにより追加料金あり

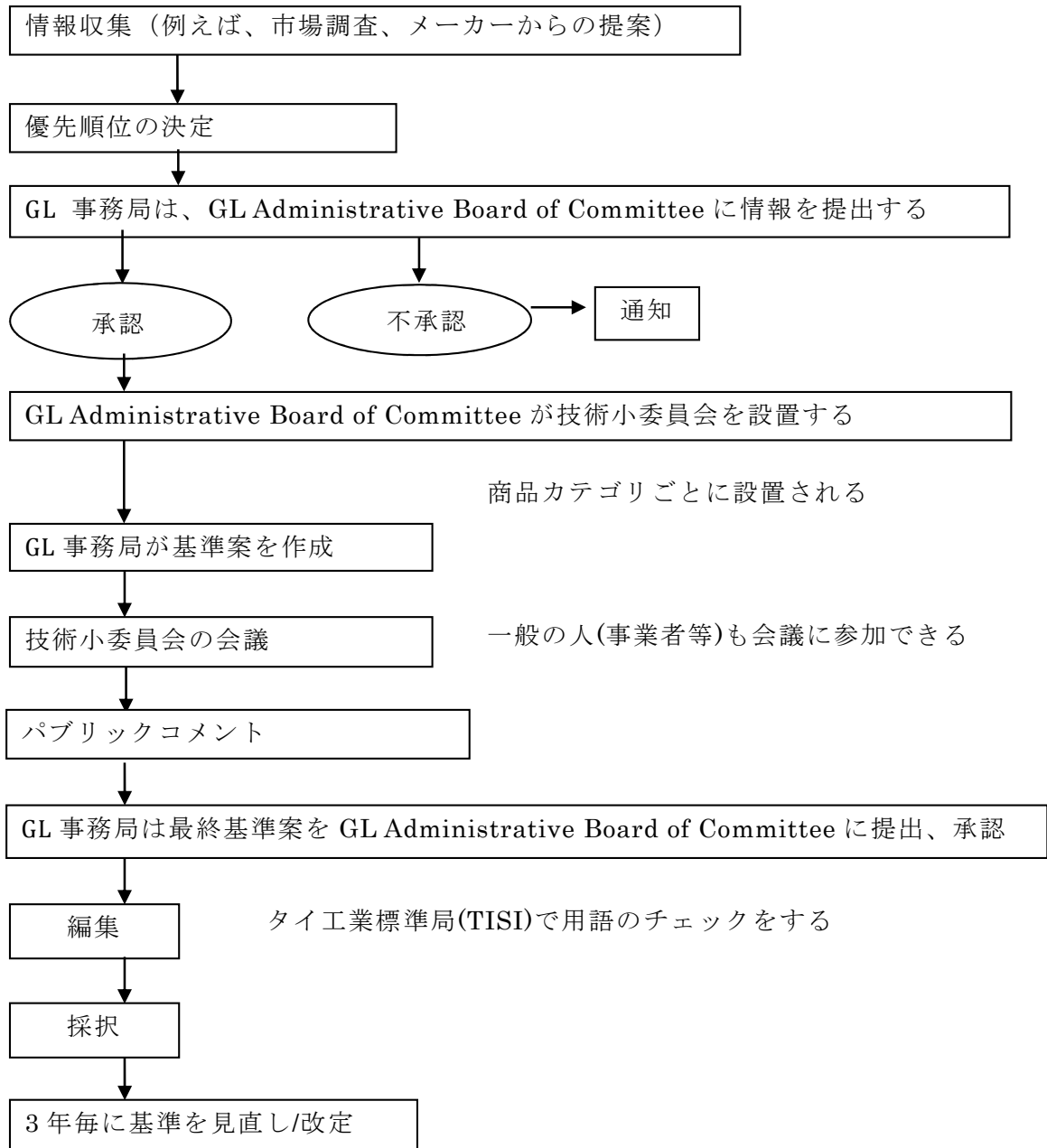
<参考>年間使用料 A 社の場合

商標	モデル数	1 モデル目の使用料	2 モデル目以降	全ての手数料
A	3	40,000	8,000×2= 16,000	56,000
B	2	40,000	8,000×1= 8,000	48,000

合計 104,000THB

5-6-4 新しい基準策定の流れ

TGL の製品基準の開発のためのプロセスは、以下の通りである。

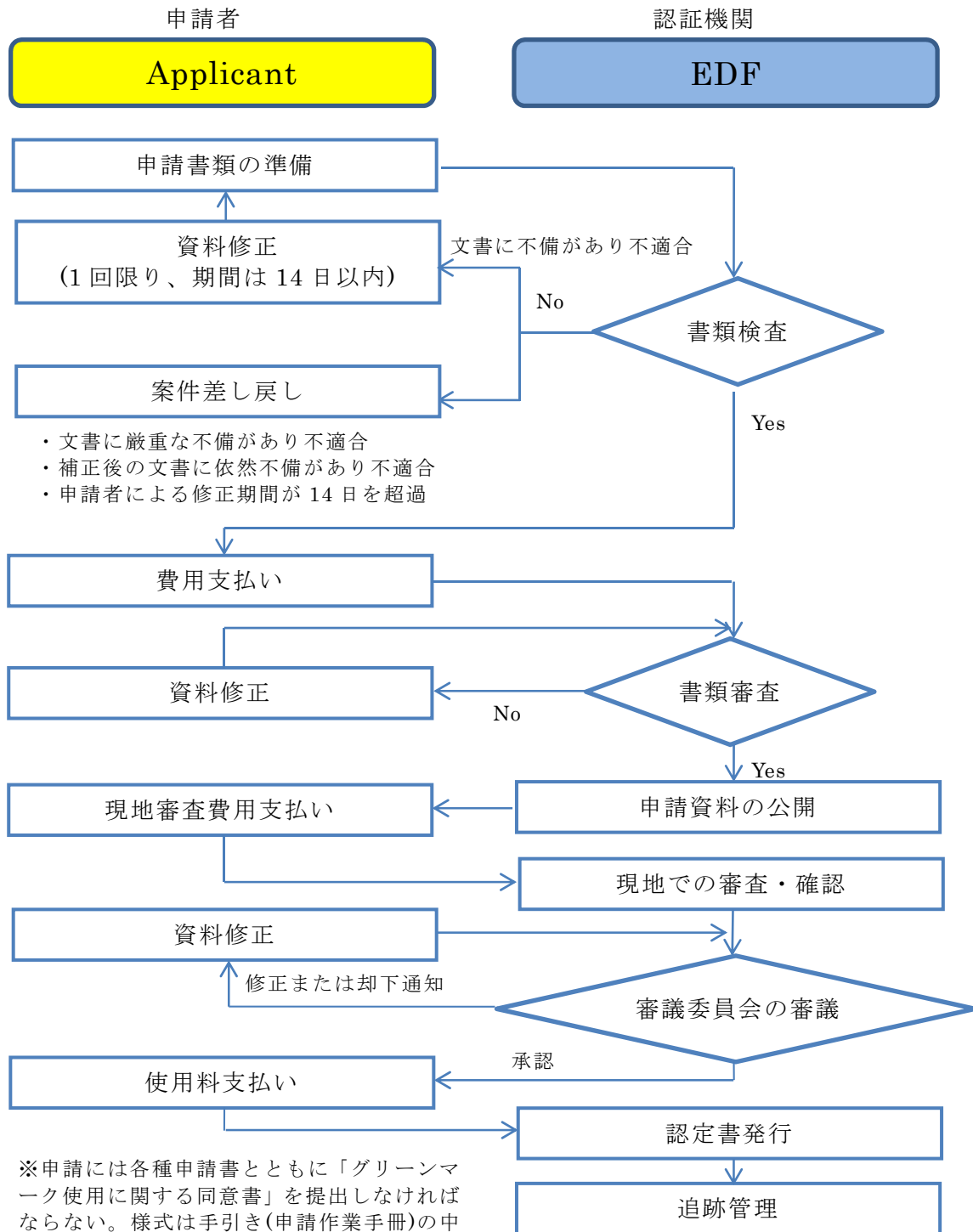


- ・ 新しいカテゴリの提案は、2ヶ月ごとに委員会で審議される。
- ・ 基準が選定されてから基準が制定されるまでの期間は1年程度となっている。
- ・ TGL の技術小委員会は直近の基準の場合、7回開催されたものもある。
- ・ パブリックコメントはウェブサイトにてタイ語で公表しており、英語では公表していない。また、意見の提出は電子メールで受け付けている。
- ・ 基準の策定の予算は TISI から拠出される。

5-7 台湾 グリーンマーク

5-7-1 基本的な流れ

台湾グリーンマークの製品認証のプロセスは、以下の通りである。



5-7-2 申込手続きの詳細

申請書類は実施機関の初期審査を経て、現場での検査・確認が行われ、行政院環境保護署環境保護製品審議委員会により審議にかけられる。審議を通過した後、行政院環境保護署が申請者に認定書を発行し当該製品のグリーンマーク使用権限を付与する。

申請方式はインターネット上の伝送方式により電子ファイルを環境保護署の指定するデータベースへアップロードし、登録を完了した上で、関連文書を印刷し、捺印した後、環境保護署が委託する実施機関へ提出する。

1) 申請要件

- ・ グリーンマーク使用の申し込みは、行政院環境保護署が公表しているグリーンマーク商品のカテゴリに限定されている(随時、下記ウェブサイトで最新の規格と内容について照会が可能である)。

http://greenliving.epa.gov.tw/GreenLife/faq/criteria_user.aspx

- ・ グリーンマークの使用を申請する製造者は合法的に設立、登記された会社または商号であるか、あるいはターゲット事業の主管機関が発行する証明文書を所持しているものとする。海外で生産された製品の代理店業務を行うには唯一の代理店証明書があるものとする。製品を生産する工場は(自社生産、委託生産とも)適合工場登記証を取得するものとする。

2) グリーンマークの一般的要件

- ・ 申請日から過去1年間に、製造工場またはサービス場所が業務停止等の処分を受けたことがなく、かつ環境関連法規(環境影響評価、大気、水、廃棄物、毒物、騒音、土壌、土壌地下水、海洋など)に違反し2回以上の処分を受けたことがなく、かつ各種処分を受けた回数の合計が4回以下であり、重大な公害紛争事件が発生していない場合に限る。
- ・ 原材料調達、製造、使用、販売または廃棄の各段階において、エネルギーや資源の利用削減をはじめとする環境負荷低減策を実施していること。
- ・ 申請する製品は、グリーンマーク基準を満たしていること。国家標準が定められている製品は事前に合格証明書を取得する。
- ・ 申請者は、行政院環境保護署によるグリーンマーク申請停止処分を受けていないものに限る。

3) 申請書類

- ・ 会社登記または商業登記の証明文書コピー
- ・ 事業登記証明文書コピー
- ・ 工場登記証コピー
- ・ 独占代理店関連文書(代理店業務を行う国内(外)産品の場合)
- ・ 法令順守を証明する文書
- ・ 過去1年間の廃棄物除去処理委託契約書または立入処理同意文書のコピー
- ・ 過去1年間(申請日以前)に支払った当該物品または容器の回収除去処理費の支払証

明書(該当する場合)

- ・グリーンマーク規格標準適合証、国家標準合格証明文書
- ・製品の品質、成分、運用、安全性および表示等は関連法規の定めに適合すること
- ・認可公証機関による証明を得た環境関連法規の順守証明書(海外工場の場合)
- ・EMS 検証機関による現場検査・確認報告書には関連事項の確認の根拠について説明した付属文書を添付(海外工場の場合)
- ・製品の基本資料、製品規格、環境効果、販売経路情報等
- ・その他の証明文書

4) 申請手順

- ・申請方式はインターネット上の伝送方式※により電子ファイルを環境保護署の指定するデータベースへアップロードし、登録を完了した上で、関連文書を印刷し、捺印した後、環境保護署が委託する実施機関へ提出する。
※インターネット申請システムが確立しており、操作、使用にあたって何か疑問があれば顧客サービス専用電話：0800-026-945 内線 2 で対応している。
- ・申請関連文書は下記の通り、申請製品の種類に応じた実施機関へ書留郵便で送るものとする。

【一般製品】

住所：10673 台北市大安区舟山路 71 号 402 室、財団法人台湾環保文教基金会宛
TEL：02-23660054

【情報機器】

住所：31040 新竹県竹東鎮中興路四段 195 号 53 館 102 室
TEL：03-5916217

※問い合わせ先

台湾環境保護局(行政院環境保護署)：

EPA: Environmental Protection Administration

中華民國(台湾)政府：

R.O.C.(Taiwan): Government of the Republic of China(Taiwan)

Address：83, Zhonghua Rd. Sec. 1, Zhongzheng District, Taipei City 10042, Taiwan (R.O.C.)

TEL：886-2-23117722

申請手続きの詳細は、以下のウェブサイトを示されている。

<http://greenliving.epa.gov.tw/Public/GreenMark/HowToApply>

または申請の手引きを参照のこと。

<http://greenliving.epa.gov.tw/GreenLife/green-life/file/209/1000530%e7%92%b0%e4%bf%9d%e6%a8%99%e7%ab%a0%e7%94%b3%e8%ab%8b%e4%bd%9c%e6%a5%ad%e6%89%8b%e5%86%8a.pdf>

5-7-3 料金

グリーンマーク使用申請に係る料金（ニュー台湾ドル）

申請料 17,000 NT\$、34,000 NT\$（至急案件時）

再申請料 上記申請料と同額

現地確認費用 7,200 NT\$（台湾内）

※規格 1 項目 1 回当たり

※関連する検査費用は申請者の負担とする。

申請料は実施機関が初回審査通知書および費用納付通知書を送付した後に納付する。

申請者は実施機関の通知書に基づき、郵便振替により費用を納付し、払込受領票をデータベースにアップロードする。

名義：行政院環境保護署 口座番号：13093320

料金の詳細は、以下のウェブサイトを示されている。

<http://greenliving.epa.gov.tw/Public/GreenMark/ApplyFee>

また、証明書の発行については、以下の手数料が発生する。

- ・新規申請、更新、交換用ケース：500 元/個
- ・基本情報の変更：100 元/個

<http://greenliving.epa.gov.tw/GreenLife/green-life/downtime.aspx?id=302>

5-7-4 新しい基準策定の流れ

行政院環境保護署が公告していない製品項目（グリーンマーク製品規格標準にない製品）については、自己推薦による提案申請が可能である。認定基準の新規開発手順は以下の通りである。

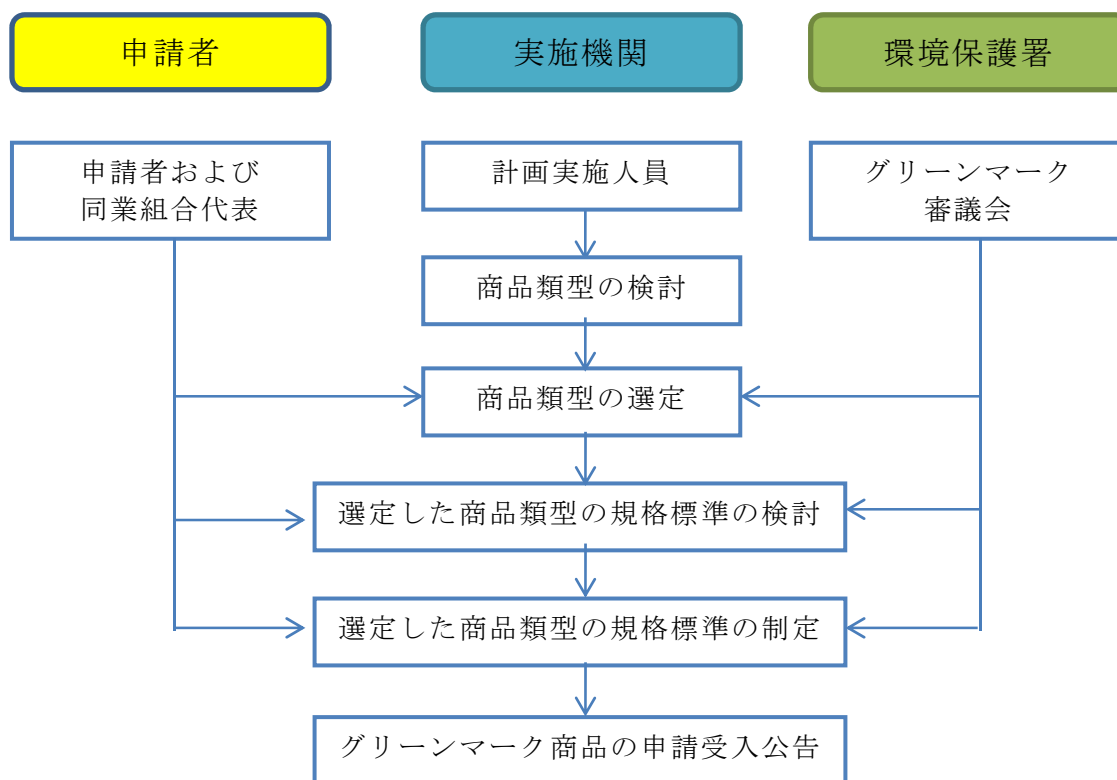
製品項目の選定にあたっては、以下の点が考慮される。

- ・生活関連消費財、再生材料使用物品または環境影響の大きい物品を優先する
- ・海外の既存の標準、国内市場の需要および製造者の自己推薦製品に基づき選別を行う
- ・国内の専門家、民間環境団体の推薦を優先する
- ・本署の政策上の必要性に合わせて項目を指定する

海外の資料または製造者および専門家や学者の意見を参考にして、各製品規格草案を策定し、審議委員会の検討を経て制定される。その後、申請受入が公告される。なお、グリーンマーク規格標準は主に財団法人環境興発展基金会在が検討し、グリーンマーク審議委員会が審議の上で実施する。

詳細は PDF ファイルで案内されている。なお、費用は無料である。

<http://greenliving.epa.gov.tw/GreenLife/green-life/file/apply02.pdf>



申請方法としては、「グリーンマーク製品規格標準に関する提案書」を下記宛先へ送付する。申請書は、申請書裏面下方に確認の署名捺印をした上、関連文書 3 部一式と共に書留郵便で送付する。疑問点については、電話(03)5916380 または電子メール silvia@edf.org.tw で受け付けている。

送付先

住所：新竹県竹東鎮中興路四段 195 号 53 館 102 室、財団法人環境與發展基金会